

平成29年度苓北町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

苓北町農業委員会

会長 岡村 貞夫

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、苓北町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消・発生防止について

- (1) 遊休農地の解消目標 1. 2 h a

【目標設定の考え方】

耕作放棄地解消事業（有効利用促進事業）を活用し解消に取り組む。

- (2) 遊休農地の解消の具体的な取り組み方法

利用状況調査により遊休農地を把握し、意向調査の結果を踏まえ、解消に努める。

- (3) 遊休農地の発生防止の具体的な取り組み方法

(ア) 貸付可能な農地について推進チームで情報を共有する。

① 離農希望者を把握する。

② 貸付希望者からの情報を整理し登録する。

③ 意向調査で農地中間管理事業の利用を希望する農地のうち、判定会で借入基準に適合するとした農地については、貸付希望農地として整理し登録する。

(イ) 借受希望者への農地情報の提供とマッチング会の開催

① 推進チームで共有した情報を基にリスト化し、情報を提供する。

② 借受希望者は、情報を基に借りたい農地を明確化し、申し込む。

③ 推進チームで開催するマッチング会に諮り、貸付先を選定する。

2. 担い手への農地利用集積について

- (1) 担い手への農地利用集積目標 3.0 ha

【目標設定の考え方】

農地中間管理事業を活用しながら農地利用の集積・集約化に取り組む。

- (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ①農業経営改善計画作成指導
- ②研修会
- ③農家調査（農業経営改善計画達成状況等）
- ④農業委員、農地利用最適化推進委員による戸別訪問

3. 新規参入の促進について

- (1) 新規参入の促進目標 2経営体

【目標設定の考え方】

担い手協議会との連携により、担い手の確保・育成を図る。

- (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

担い手制度・認定農業者制度の周知・普及を図り、新規参入を促進する。
必要に応じて農地相談・現地確認を実施する。

4. その他

この指針は、年度の初めに見直しを行うことを原則とする。